

# 岐阜県公報

第千九百二十七号  
平成二十年三月七日

(金曜日)

## 目次

### 公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

(地域課) 一六九

### 告示

肥料の登録の有効期間の更新

(農業技術課) 一七〇

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 一七一

道路の区域変更

(道路維持課) 一七二

道路の供用開始

(同) 一七三

八百津都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 一七三

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 一七三

政治団体の異動事項の公表

(同) 一七五

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 一七六

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 一七八

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 一七八

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 一七八

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 一七九

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 一七九

平成二十年岐阜県警察官A採用試験の実施

(人事委員会) 一八一

## 公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月七日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴木 嘉 進

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

規則第四号)の一部を次のように改正する。  
別表二の表岐阜北の部鶴飼屋同の項中「城前町一・二丁目」の下に、「長良一〜五丁目、長良東一〜三丁目」を加え、同部島同の項中「西島町」の下に、「巨島」を、「巨島中町一・二丁目」の下に、「巨島中一・二丁目」を加え、同部岩野田同の項中「粟野西一〜八丁目」の下に、「粟野台」を加え、同部福富同の項中「三輪宮西」の下に、「三輪ふりんとびあ」を加え、同部則武同の項中「鷲山新町」の下に、「鷲山東一・二丁目、南蟬一・二丁目」を加え、同表各務原の部稲羽西同の項中「三井山町一・二丁目」の下に、「那加萱場町一〜五丁目、那加日新町一〜八丁目、那加緑町一〜五丁目」を加え、同部那加同の項中、「那加萱場町一〜五丁目」、「那加緑町一〜五丁目」及び「那加日新町一〜八丁目」を削り、同表岐阜羽島の部竹鼻同の項中「舟橋町宮北一・二丁目、舟橋町本町一〜五丁目」を「舟橋町一〜八丁目、舟橋町宮北一〜八丁目、舟橋町本町一・二・四・五丁目」に改め、同表大垣の部三城同の項中「築捨町一〜五丁目、問屋町」を「築捨町一〜三丁目」に改め、「波須町」の下に、「小泉町、直江町」を加え、

告示

岐阜県告示第四百四十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥

同部島里同の項中、「小泉町」及び「直江町」を削り、「牧新田町」の下に、「築捨町四・五丁目、問屋町」を加え、同表揖斐の部署所在地同の項中、「城裏を除く」を削り、「極楽寺」の下に、「北方、若松」を加え、「桂、間田瀬、伊尾野、雇用促進住宅、表山・大和団地を除く」を削り、同表関の部美濃同の項中「中央一〜八丁目」の下に、「下河和、上河和、立花、須原、保木脇、曾代、安毛、梅山町」を加え、同表加茂の部蜂屋同の項中「蜂屋町下蜂屋伊瀬入会」の下に、「蜂屋台一・二丁目、中部台一〜九丁目」を加え、同表多治見の部土岐津同の項中「土岐津町土岐口」の下に、「土岐ヶ丘一〜四丁目」を加え、同表中津川の部坂下同の項中「上野」の下に、「川上、山口」を加える。

別表三の表岐阜南の部日置江同の項中「下奈良四丁目」の下に、「藪田、爪」を加え、同部鷺同の項中「中鷺一〜七丁目」を「鷺、中鷺一〜七丁目」に改め、同表各務原の部各務同の項中「須衛字太田」の下に、「テクノプラザー・二丁目」を加え、同表岐阜羽島の部柳津の項中「柳津町東瀬外」を「柳津町字東瀬外」に改め、同部桑原同の項中「桑原町大須」の下に、「桑原町大須一〜五丁目」を、「下中町城屋敷」の下に、「下中町市之枝」を加え、「平太一・二丁目」を「平太二丁目」に改め、同表海津の部太田同の項中「（松山グリーンハイツ、亀池古堤を除く）」を削り、「南濃町安江」の下に、「南濃町境、南濃町田鶴」を加え、同部南濃南同の項を削り、同表揖斐の部北方同の項を削り、同部小島同の項中「同 郡 町」を「揖斐郡揖斐川町」に改め、同表郡上の部下田同の項を削り、同部苅安同の項中「苅安同」を「美並同」に、「同 市」を「郡上市」に改め、「美並町高砂」の下に、「美並町上田、美並町大原」を加え、「一〜二〇〇番地に限る。」を削り、同表関の部洲原同の項を削り、同表中津川の部川上同の項及び山口同の項を削り、同表下呂の部落合同の項中「小坂町赤沼田」の下に、「小坂町長瀬」を加え、同部小坂同の項中「小坂町長瀬」を削る。

附則  
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。  
平成二十年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
岐阜県第七九七号	炭酸カルシウム肥料	粒状一六炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦土 一一・〇	公定規格 おり	矢橋商事株式会社 愛知県西尾市和泉町一三三番地	平成二五・八・三
岐阜県第七九八号	炭酸カルシウム肥料	一六炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦土 一一・〇	公定規格 おり	矢橋商事株式会社 愛知県西尾市和泉町一三三番地	平成二五・八・三
岐阜県第七四〇号	混合石灰肥料	土壌改良用ヒシタ粒状混合石灰	アルカリ分 五二・〇 可溶性苦土 一一・〇	公定規格 おり	新鉱工業株式会社 東京都新宿区北新宿三丁目三一番地一四号	平成二二・二・三〇
岐阜県第七四一号	混合石灰肥料	粒状混合石灰一号	アルカリ分 五二・〇 可溶性苦土 一一・〇	公定規格 おり	新鉱工業株式会社 東京都新宿区北新宿三丁目三一番地一四号	平成二二・二・三〇
岐阜県第七四二号	混合石灰肥料	くみあい粒状土壌改良混合石灰一	アルカリ分 四八・〇	公定規格 の	河合石灰工業株式会社 岐阜県大垣市赤	平成二二・二・三〇

岐阜県告示第四百十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次の肥料の登録事項変更の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県 第七四 三号	混合石灰 肥料	号	くみあい粒 状土壤改良 混合石灰二 号	アルカリ分 四三・〇	おり	公定 規格 の おり	地	坂町二〇九三番 河合石灰工業株 式会社 岐阜県大垣市赤 坂町二〇九三番	平成 三・二・三〇
------------------	------------	---	------------------------------	---------------	----	---------------------	---	---	--------------

登録 番号	肥料の 種類	肥料の名称	生産業者の 氏名又は名 称及び住所	変 更 年 月 日	新	旧
岐阜県 第六一 〇号	炭酸力 ルシウ △肥料	一六炭酸苦 土石灰	新鉱工業株 式会社 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	平成 一九・八・二七	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号
岐阜県 第六一 一号	炭酸力 ルシウ △肥料	一五炭酸苦 土石灰	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号
岐阜県 第六一 二号	炭酸力 ルシウ △肥料	一五苦土炭 カル	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号
岐阜県 第六一 三号	炭酸力 ルシウ △肥料	一二炭酸苦 土石灰	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号
岐阜県 第六一 四号	炭酸力 ルシウ △肥料	一六苦土炭 カル	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号

岐阜県 第六二 〇号	炭酸力 ルシウ △肥料	一七炭酸苦 土石灰	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号
岐阜県 第六三 四号	混合石灰 灰肥料	混合石灰一 〇H	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号
岐阜県 第六四 〇号	混合石灰 灰肥料	土壤改良用 ヒシタ混合 石灰	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号
岐阜県 第六八 〇号	炭酸力 ルシウ △肥料	一六粒状炭 酸苦土石灰	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号
岐阜県 第六八 一号	炭酸力 ルシウ △肥料	一七粒状炭 酸苦土石灰	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号
岐阜県 第七一 七号	炭酸力 ルシウ △肥料	粒状三〇炭 酸苦土石灰	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号
岐阜県 第七三 六号	炭酸力 ルシウ △肥料	八炭酸苦土 石灰	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号
岐阜県 第七三 七号	炭酸力 ルシウ △肥料	八粒状炭酸 苦土石灰	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号
岐阜県 第七三 八号	炭酸力 ルシウ △肥料	九炭酸苦土 石灰	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号
岐阜県 第七四 〇号	混合石灰 灰肥料	土壤改良用 ヒシタ粒状 混合石灰	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号
岐阜県 第七四 一号	混合石灰 灰肥料	粒状混合石 灰一号	同上	同上	住所 東京都新宿 区北新宿三 丁目三一 番地一四号	住所 東京都中野 区東中野四 丁目三〇番 地九号

岐阜県 第七七 号	水酸化 苦土肥	五五・〇水
岐阜県 第七八 号	水酸化 苦土肥	五〇・〇水
二 号	料	料

岐阜県告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市串原字岩倉八五五の一、八五五の二、八五五の五、八五六の一、八五六の三、八五九の一、八五九の二、八六〇の四、八六〇の五、字鹿之瀬九一五の二から九一五の八まで、九一五の一〇から九一五の一四まで、九一五の二一、九一五の二三、九二〇の九六、九二〇の四二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	百五十七号			後	五六 六〇	一七六	
				前	六〇 九八	一七六	

岐阜県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
				後	ル （メートル）	ル （メートル）	

県道	赤柳 坂瀬線	大垣市北方町二丁目一四 八八番地先から 同 市同 町二丁目一五 〇四番二地先まで	前 一三・九 三三・〇	後 一三・九 三三・〇	一四・三 一四・三
----	-----------	---	-------------------	-------------------	--------------

岐阜県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の決定又は 変更の告示 年月日 ほか)
県道	赤柳 坂瀬線	大垣市北方町二丁目一四八八 番地先から 同 市同 町二丁目一五〇四 番二地先まで	一四・三	平成 二〇・三・七	平成 一六・一〇・三 二〇・三・七

岐阜県告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により八百津都市計

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政治 の支部の場合 その旨の表示	当該政党の支部 を支部とする 名称	一以上の市町村の区 域等を単位として設 けられる支部の表示
---------	-----------	-------------	------------	----------------------------	-------------------------	-------------------------------------

画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
八百津町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
八百津都市計画下水道事業 八百津町公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成三年十二月十三日から  
同 二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

選挙管理委員会告示二小

岐阜県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十年三月七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

安藤いさおを育てる会	神戸道郎	安藤敏彦	土岐市土岐津町土岐口1372 140			
内海良嗣後援会	梅丸宗男	飛驒市古川町上町547 1				
宇野貴久治後援会	宇野貴久治	瑞穂市十九条824 1				
笠松町古田はじめ後援会	松原登士弘	羽島郡笠松町中野220				
郡上市を市民の力で築く会	石神倅治	郡上市八幡町小野3 2 30				
くず谷ひろのり後援会	植田要助	大門喜代己	飛驒市神岡町吉田1729 4			
下呂市古田はじめ後援会	黒木尚之	熊崎一比古	下呂市森2479			
元気な下呂市をつくる会	野村誠	高村正幸	下呂市小川176			
小林春男後援会	小林春男	小林保	揖斐郡池田町片山2803 2			
坂口ひろしを育てる会	成瀬武利	河瀬義照	揖斐郡池田町片山1374 1			
杉原克己後援会	杉原克己	杉原克己	瑞穂市十七条30 1			
善友会	横山善道	高橋信夫	山県市西深瀬2506 1			
曽根よしひろを育てる会	曽根武巳	高橋直義	土岐市土岐津町土岐口1524			
田中康久後援会	田中康久	山越春雄	郡上市大和町刺1308 1			
広瀬たけお後援会	広瀬武雄	広瀬美代子	瑞穂市穂積714 3			
福田武彦後援会	英義雄	船坂正彦	飛驒市古川町増島町11 20			
藤原勉後援会	臼井茂臣	高田文一	本巣市長屋843 3			
船坂進後援会	内垣戸潤路	竹原恵二	飛驒市古川町上気多1867			
ふるさとの明日を守る会	藤根圓六	藤根圓六	山県市出戸488			
古田はじめを育てる会不破郡連合支部	藤壇守	岩田司朗	不破郡垂井町宮代3041 1			
ほりへ明子後援会	山本敦	上木晴美	飛驒市神岡町江馬町8 7			



「橋本べん」政経研究会	会計責任者 名 称	小 出 友 美	近 岡 清 子
「橋本べん」政経研究会	主たる事務所 の所在地	飛騨市古川町向島1 6 3	飛騨市古川町増島町1 20
福田武彦後援会	代 表 者	加 藤 出	加 藤 博 晃
古屋圭司後援会 山口・馬籠支部	名 称	松井句子と歩む会	女性が輝くまちを創る 会
松井句子と歩む会	代 表 者	青 木 幸 美	松 井 旬 子
	会計責任者	熊 崎 美 恵 子	熊 崎 美 智 子
	代 表 者	平 田 哲 雄	高 井 敏
松田文男後援会	主たる事務所 の所在地	関市下有知6150 1	関市下有知1832
松村たみお後援会	代 表 者	山 田 多 賀 男	市 川 治
道下かずしげ後援会	代 表 者	中 野 一 保	吉 田 建 夫
	会計責任者	山 本 行 則	中 野 洋 一
宮田軍作を育てる 会	会計責任者	清 水 章 弘	宮 田 充 善

みんなの声を育てる 会	代 表 者	棚 瀬 初 美 広 瀬 隆 雄
矢島成剛後援会	代 表 者	川 守 武 昌 山 口 正 孝
	主たる事務所 の所在地	土岐市泉町定林寺687
吉田あきら後援会	代 表 者	古 沢 隆 雄 大 平 達 明
渡辺たいぞうサポーター クラブ	代 表 者	古 沢 隆 雄 大 平 達 明
	主たる事務所 の所在地	土岐市泉町定林寺687
	会計責任者	古 沢 隆 雄 大 平 達 明
	名 称	渡辺たいぞうサポーター クラブ

備考  
 榎橋泰文後援会連合会は、主たる活動区域の異動により総務大臣届出に変更。

松井公庫社  
 〒501-8501 岐阜県岐阜市大瀬十丁目

岐阜県岐阜市大瀬十丁目(旧保十三丁目)第百七十四号) 第七十七条第一項の規定により、  
 岐阜県岐阜市大瀬十丁目(旧保十三丁目) 回春館三階の施設により、その母体兼ぎんぎん  
 会  
 代表者  
 山田多賀男

平成二十二年四月

松井公庫社  
 代表者  
 大 平 達 明

政治団体の名称	代 表 者 の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	解 散 年 月 日	政党又は政党 の支部の場合 その旨の表示	当該政党の支部 を支部とする 名称	一以上の市町村の区 域等を単位として設 けられる支部の表示
自由民主党岐阜県参議院選挙区第 二支部	大 野 つや子	谷 藤 龍 司	岐阜市藪田南1 11 12	平成19年 12月10日			
I LOVE GIFU CITY 実行委員会	田 代 俊 久	野 田 弘	岐阜市中大森町13	平成20年 1月31日			
足立匡後援会	足 立 匡	足 立 匡	各務原市前渡西町1098 2	平成19年 12月22日			
安達一愿後援会	足 立 高 治	安 達 一 愿	羽島郡笠松町長池104	平成19年 11月1日			
市川なおこ後援会	市 川 貢	勝 野 恵 子	岐阜市旦島中2 11 16	平成19年 12月8日			

井上あけみを支持する会	山谷 龍三	野呂 和子	多治見市旭ヶ丘10 2	平成19年 12月31日
大野つや子後援会	山田 良造	高木 雅浩	岐阜市藪田南 1 11 12	平成19年 12月20日
鍵谷一を囲む会	堀部 登紀治	鍵谷 恵子	可児郡御嵩町上恵士1182 1	平成19年 12月30日
加納けんじろう後援会	加納 賢次郎	加納 益雄	大垣市高屋町 2 26	平成19年 5月31日
郷土を愛する会	檀 正彦	佐藤 寿員	高山市久々野町久々野1015	平成19年 12月31日
台渡林晋雄後援会	武藤 真二	柴垣 忠司	岐阜市河渡 2 66 1	平成19年 12月25日
渋谷桂一後援会	栗田 龍雄	伊藤 哲夫	安八郡輪之内町福束2051	平成20年 1月15日
女性党岐阜県揖斐川町支局	伊藤 泰子	伊藤 泰子	揖斐郡揖斐川町上南方630 30	平成19年 12月31日
女性党岐阜県岐阜総支局	山根 富子	山根 富子	岐阜市細畑 6 3 10	平成19年 12月31日
女性党岐阜県支局	岩井 栄子	岩井 栄子	加茂郡八百津町八百津6439	平成19年 12月31日
女性党岐阜県中津川市支局	木下 まさ子	木下 まさ子	中津川市中津川2364 1937	平成19年 12月31日
すみ眞一郎後援会	田中 澄郎	渡会 重次郎	可児市鳩吹台 3 55	平成19年 12月31日
高木茂後援会	山本 仙司	近藤 正勝	関市神明町 1 3 44	平成19年 12月30日
高橋守後援会	成瀬 義雄	方山 直道	揖斐郡池田町片山1511 2	平成19年 12月26日
高山市藤井孝男後援会	瀬木 登実雄	片岡 眞一	高山市桐生町 2 255	平成20年 1月14日
なおこを支持する会	市川 なおこ	市川 重正	岐阜市旦島中 2 11 16	平成19年 12月8日
中西しげあき躍進の会岐阜後援会	平尾 豊	鷲見 秀文	岐阜市切通 6 10 13	平成19年 12月31日
ひろせ和良を育てる会	大野 道雄	大野 勤	本巣郡北方町曲路 2 102	平成19年 12月31日
細江茂光後援会	野田 弘	森 章	岐阜市鷹見町23	平成20年 1月31日
松尾孝和友の会	松尾 孝和	松尾 利子	岐阜市萱場東町 4 26	平成19年 10月31日
明政会	大野 つや子	谷藤 龍司	岐阜市藪田南 1 11 12	平成19年 12月20日

若船会	高橋昌夫	安藤 美	揖斐郡大野町黒野1115 33	平成19年 12月31日		
渡辺たいぞうサポートクラブ	渡辺 泰三	大 嶽 肇	多治見市田代町3 13	平成19年 12月31日		

岐阜県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十年三月十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
横山 善道	岐阜県議会議員	善友会	山県市西深瀬2506 1	横山 善道

岐阜県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その監理事項を次のとおり追加する。

平成二十年三月十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	主たる事務所の所在地
大山 耕二	大耕会	新	中津川市太田町1 28
		旧	中津川市中津川23 76 39

田口 文数	田口ふみかず 後援会	主たる事務所の所在地	中津川市千旦林26 28 1	「橋本けん」政経研究会	中津川市茄子川79 2-1ハイツアールコート2 3号
橋本 勉	「橋本けん」政経研究会	資金管理団体の名称	「橋本けん」政経研究会	尾藤 義昭	「橋本つとむ」政経研究会
尾藤 義昭	いちに会	公職の種類	関市長		岐阜県議会議員

岐阜県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり追加する。

平成二十年三月十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
市川なおこ	岐阜県議会議員	なおこを支持する会	岐阜市日島中2 11 16	市川なおこ
大野つや子	参議院議員	明政会	岐阜市数田南1 11 12	大野つや子
加納賢次郎	大垣市議会議員	加納けんじろう後援会	大垣市高屋町2 26	加納賢次郎
高橋 昌夫	岐阜県議会議員	若船会	揖斐郡大野町黒野1115 33	高橋 昌夫
松尾 孝和	岐阜市議会議員	松尾孝和友の会	岐阜市萱場東町4 26	松尾 孝和

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年二月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人MY

三 代表者の氏名 古川 智浩

四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市宝町二丁目三二番地の一

五 定款に記載された目的 本法人は、地域住民の主體的な活動による環境調和社

会の実現に向け、広く一般市民及び企業への啓蒙、啓発に関する事業を行い、環境の保全及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市付知町字宇峠・ワサビ谷・梶ヶ外・宮島・分田・水ヶ谷の一部（一

区）（一）

三 調査を行った期間

平成十五年度及び平成十六年度

地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（付知町字宇峠・ワサビ谷・梶ヶ外・宮島・分田・水ヶ谷の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（付知町字宇峠・ワサビ谷・梶ヶ外・宮島・分田・水ヶ谷の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年三月七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市日吉町字愛坂（日吉愛坂）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（日吉町字愛坂）の地籍図

岐阜県瑞浪市（日吉町字愛坂）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年三月七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称  
瑞穂市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞穂市呂久の一部(呂久西)

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞穂市(呂久の一部)の地籍図

岐阜県瑞穂市(呂久の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年三月七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

本巣市

二 調査を行った地域

岐阜県本巣市根尾天神堂の一部(天神堂単位区域)

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成十五年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巣市(根尾天神堂の一部)の地籍図

岐阜県本巣市(根尾天神堂の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年三月七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

白川町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字三川の一部(三川)

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町(大字三川の一部)の地籍図

岐阜県加茂郡白川町(大字三川の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年三月七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

白川町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字坂ノ東の一部(坂ノ東) ( 2 )

三 調査を行った期間

平成二十二年から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町(大字坂ノ東の一部)の地籍図

岐阜県加茂郡白川町(大字坂ノ東の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年三月七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

蛭川村

二 調査を行った地域

岐阜県恵那郡蛭川村字柵田、字坊之前(柵田)

三 調査を行った期間

平成十四年度及び平成十五年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那郡蛭川村(字柵田、字坊之前)の地籍図

岐阜県恵那郡蛭川村(字柵田、字坊之前)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年三月七日

平成二十年度岐阜県警察官A採用試験の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により、平成二十年度岐阜県警察官A採用試験を次のとおり実施します。

平成二十年三月七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行うものです。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
警察官採用試験	警察官A (男性)	二十五人程度
	警察官A (男性)	五十人程度
	警察官A (女性)	若干人

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分	受験資格
警察官A (男性)	平成二十年十月一日の採用に応じられる者で、次に掲げるもの 一 平成二十年四月一日における年齢が三十一歳未満で、大 学を卒業した者又は採用予定日前に卒業する見込みの者 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める 者
警察官A (男性) 警察官A (女性) 警察官A (女性)	次に掲げる者 一 平成二十年四月一日における年齢が三十一歳未満で、大 学を卒業した者又は平成二十一年三月までに卒業する見込 みの者 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める 者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十年五月十一日（日）午前八時三十分から、岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

大学卒業程度の一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を二時間三十分に行います。

(2) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は第二次試験として評価します。

(三) 合格者の発表

平成二十年五月二十一日（予定）に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十年六月中旬から七月上旬（予定）までの間に、岐阜市及び各務原市において行います。

なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

検査項目	検査基準	
	警察官 A・A（男性）	警察官 A（女性）
身長	一六〇センチメートル以上	一五五センチメートル以上
体重	四七キログラム以上	おおむね四五キログラム以上
胸囲	七八センチメートル以上	
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上	
色覚	職務遂行に支障がないこと。	
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。	

(2) 体力検査

敏しょう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います。

（検査予定種目 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力、二十メートルシャトルラン）

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 集団討論試験

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(5) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(6) 身体精密検査

所定の健康診断書の提出を求めます。

3 最終合格者の発表

第一次試験、第二次試験の成績及び受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定し、平成二十年七月下旬（予定）に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並び

に岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により可否結果を通知します。

#### 五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された後、警察本部長からの請求に応じて成績順に推薦されて採用者が決定されます。採用予定日は、原則として警察官A（男性）が平成二十年十月一日、警察官A（男性）及び警察官A（女性）が平成二十一年四月一日です。

ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

2 採用決定後は、警察学校に入校して六か月間の初任教養を受け、その後それぞれの任地で勤務に就くこととなります。

#### 六 給与等

平成二十年度新規採用者の初任給は、大学卒業で二十万八千円が支給され、原則として毎年一回定期に昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

#### 七 他県と共同で実施する採用試験

1 岐阜県における警察官A（男性）採用共同試験

岐阜県と愛知県及び滋賀県は、共同して警察官A（男性）採用試験を実施していただきます。

岐阜県警察官A（男性）及び警察官A（男性）採用試験において、愛知県又は滋賀県を希望する場合、いずれかの県を第一志望又は第二志望として選択することができ、ただし、岐阜県以外の県を第一志望とした場合は、岐阜県を第二志望とすることはできません。

なお、愛知県及び滋賀県は、「三 受験資格」の年齢（愛知県及び滋賀県は、昭和五十三年四月二日以降に生まれた者）及び「六 給与等」において異なりますが、その他はおおむね岐阜県警察官A採用試験の例に準じています。また、採用予定人員は両県とも若干人で、採用予定日は原則として平成二十一年四月一日となります。

2 愛知県における警察官A（男性）採用共同試験

岐阜県と愛知県は、共同して警察官A（男性）採用試験を実施しています。愛知県警察官A採用試験において、岐阜県を第一志望又は第二志望として選択することができます。ただし、採用予定人員は若干人で、採用予定日は原則として平成二十一年四月一日となります。

なお、第二次試験の受験者が二人以下の場合は、集団討論試験に代わり別途口述試験を実施します。

#### 八 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、岐阜県東京事務所六本木センター、岐阜県名古屋事務所、県内の各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することができます。

岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きして、百二十四分の切手をはった返信用封筒（あて先明記の角形二号封筒）を同封の上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。

申込書を郵送する場合は、必ず書留又は簡易書留により、封筒の表に受験を希望する試験区分（警察官A（男性）受験）、警察官A（男性）受験又は警察官A（女性）受験）を朱書きし、〒五〇〇 八五〇一（住所不要）岐阜県警察本部警務課あてに郵送してください。

なお、申込受付後に受験票を郵送しますので、第一次試験当日、必ず受験票に申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）をはって持参してください。

また、インターネット（岐阜県電子県庁サービス）でも受験の申込みができます。詳細については岐阜県職員採用ポータルサイト等で確認してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十年四月三日（木）から四月二十一日（月）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日曜日

及び土曜日は除きます。

郵送の場合は、四月二十一日までの消印があるものに限り受け付けます。

また、インターネットによる申込みの受付期間は、平成二十年四月三日（木）午前八時三十分から四月二十日（日）午後六時十五分までです。

九 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を提供します。提供期間は、それぞれの試験の合格者発表の日から一か月間とし、岐阜県情報公開総合窓口（県庁二階）で提供します。希望者は、必ず写真で本人と確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。

なお、提供する試験結果の内容は、「総合得点」及び「順位」です。

十 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局（電話〇五八 二七二 一一一 一一 内線三二五七）、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八 二七一 二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。

平成二十年三月七日印刷  
平成二十年三月七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三  
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む））